

案

静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画

—静岡の未来を創る生徒のための学校づくり—

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

静岡県教育委員会

目 次

I	基本計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	基本理念	1
II	第三次長期計画の実施状況と課題	2
1	第三次長期計画の基本方向	3
2	取組の実施状況及び成果	4
3	基本計画策定に向けた課題	7
III	本県高等学校を取り巻く現状と主な課題	10
1	社会に求められる人材像の変化	10
2	人口・生徒数の減少	10
3	生徒一人ひとりの背景や特性の多様化	11
4	教員の資質向上・多忙化への対応	11
IV	県立高等学校の今後の在り方	12
1	目指す県立高等学校像	12
2	具体的な方向性	12
3	学びの変革《「生徒」の視点》	15
(1)	生徒の学びに関する共通の方向性	15
(2)	普通科・普通科系専門学科	17
(3)	職業系専門学科	22
(4)	総合学科	25
(5)	定時制・通信制課程	26
(6)	共生・共育	28
(7)	公私連携	30
(8)	入学者選抜	31
4	地域(実社会)との連携《「地域」の視点》	32
(1)	地域との連携	32
(2)	地域協議会	33
5	教育基盤の確立《「教育基盤」の視点》	34
(1)	全日制高等学校の規模と配置の適正化	34
(2)	小規模校の在り方	37
(3)	教員の在り方	38
(4)	施設・設備	41
V	計画の概要(骨子)	43

I 計画の策定にあたって

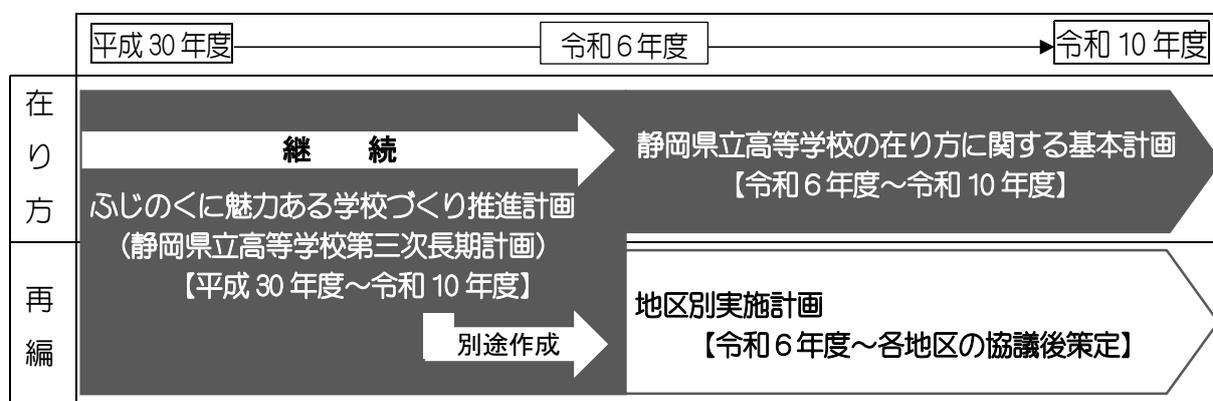
1 策定の趣旨

静岡県教育委員会では、「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）」（H30. 3月策定。以下「第三次長期計画」という。）に基づき、魅力ある学校づくりを推進してきました。

第三次長期計画の実施期間は、平成30年度から令和10年度までの11年間としていましたが、その間にも人口減少の加速化、生徒の学習ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による教育環境の激変等、本県教育を取り巻く状況変化や課題等が進行しました。そのため、第三次長期計画で示されている県立高等学校の在り方について改めて検討した「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」（R5. 4月策定。以下「基本方針」という。）に基づき、新たに「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

2 計画の期間

第三次長期計画の実施期間中に生じた諸課題に対する今後の具体的な指針として位置付けるため、第三次長期計画の後期5年間（令和6年度から令和10年度）を基本計画の対象期間としています。



3 基本理念

静岡県では、「『有徳の人』の育成」を教育の基本理念¹として定めています。「有徳の人」とは、自らの個性に応じて能力を磨き、自分や他人を大切にする心を持って、社会や人のために行動する「才」と「徳」を兼ね備えた「才徳兼備」の人としています。

また、激しい社会変化の中で、「有徳の人」を育成するため、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない教育」を実現し、生徒一人ひとりの特性等に応じた多様な可能性

¹ 静岡県教育大綱「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱－誰一人取り残さない教育の実現に向けて－」（令和4年3月策定）より。

を伸ばすことができる学校づくりを社会全体で進めていくこととしています。

地球環境問題、人口減少・地域の持続可能性への懸念など、グローバル・ローカルな対応が求められる現代において、生徒の主体性・創造性や多様な可能性を育み、地球・社会全体に関心を持ち地域や身近な人のために行動できる「有徳の人」²を育成していくとともに、子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現を支えていきます。

「有徳の人」とは、

○知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人

様々なことに興味・関心を持ちながら、自らの個性を生かし、自らの知性・感性や身体能力等を高めるために努力し続ける人

(見識を高める努力をする人、自分なりに勉強やスポーツを頑張る人、興味を持って文化・芸術に接する人、他人の協力を得て自分のやりたいことに打ち込む人 など)

○多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人

生き方や価値観の違いを認め合い、他人を思いやる気持ちはもとより、自分や自分の住んでいる地域、人だけでなくモノや自然などを大切に作る姿勢を磨き続ける人

(何事にも感謝の気持ちを大切に作る人、社会人としての規律を守る人、他人の立場を尊重し他人のことを思いやる人、困っている人に手を差し伸べる人 など)

○「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

自らの個性を生かし、自他を大切に作る心を持って、時には助け合いながら、社会や人のために行動する人

(科学の才能を社会の発展に生かす人、スポーツ選手として元気を与える人、ボランティア活動を行う人、地域で子どもの見守りをする人 など)

「有徳の人」づくり宣言

誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格を持ち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、

- 一、「文・武・芸」三道の^{ていりつ}鼎立を実現します。
- 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
- 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。

² 新学習指導要領で示す「生きる力」やOECDが掲げる「Well-beingの実現※(agency※)」、県教育委員会で施策の重点的な方向性として掲げる「探究する人」の育成、それぞれと意義や方向性は共通しています。

※Well-beingの実現：人それぞれに異なる価値観や特性等の多様性を認め、尊重し、助け合うことで、よりよい社会と幸福な人生を切り開く。

※agency：自分の人生・周りの世界に対して良い方向に影響を与える能力や意志を持つこと。

Ⅱ 第三次長期計画の実施状況と課題

1 第三次長期計画の基本方向

第三次長期計画では、社会情勢の変化、人口・生徒数の減少、多様化する生徒の実態等に的確かつ柔軟に対応できるよう、県立高等学校教育における改革の推進や教育環境の整備・拡充に努めてきました。

(1) 魅力あふれる高等学校の実現

項目	基本方向
中高一貫教育	・適正配置を踏まえた新たな設置の検討
普通科	・生徒の実態に応じた特色化、教育課程の編成 ・キャリア教育、進学指導、特色ある類型、学習支援の充実 ・新たな学科等の設置の検討
専門学科	・「文・武・芸」三道の鼎立を具現化する学科等の設置 ・スポーツ分野やグローバル人材の育成のための学科等の設置 ・「技芸を磨く実学」の奨励を進める学科等の充実
総合学科	・多様な進路希望への対応 ・自己の進路への自覚を深めさせる学習内容の充実
定時制・通信制	・単位制による昼間・夜間を併置する定時制高校の設置 ・ICTを活用した通信教育システムの研究・開発 ・企業等と連携した就労支援の充実

(2) 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方

項目	基本方向
中山間地域等の小規模校	・学校間連携や外部の教育機関との連携による多様な学習機会の確保 ・ICTを活用した遠隔教育システムの研究促進 ・地域資源・人材の活用による教育内容の充実 ・自治体と連携した県外募集の実施と特色ある高校の実践 ・1学級規模の分校等で、2年連続して入学者が15人を下回った場合は募集停止
全日制課程の適正配置等	・1学年6から8学級を適正規模とし、4学級以下は、新しい魅力を持った新構想高校へ発展的に改編を検討（過疎地域等は弾力的な対応）

(3) 誰もが学びやすい高等学校の実現

項目	基本方向
共生・共育	・特別支援学校高等部分校の設置、支援体制（通級指導等）の充実
教職員の資質向上	・学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上 ・教員育成指標に基づく自己研鑽・研修による資質の向上
学校施設・設備	・計画的な老朽校舎の建替えや長寿命化改修、ICTを活用できる学習空間の整備・充実

2 取組の実施状況及び成果

第三次長期計画の策定時では、本県の高等学校教育に関する課題として、「(1) 魅力あふれる高等学校の実現」、「(2) 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方」、「(3) 誰もが学びやすい高等学校の実現」において、以下の3点を挙げています。

- (1) 生徒ニーズの変化及び時代の進展に伴う社会ニーズの変化に適切に対応した高等学校教育の充実
- (2) 地域の実情を考慮し、地域と連携した魅力ある学校づくりの推進
- (3) 様々な困難を抱えた生徒や特別な支援を必要とする生徒への対応等、社会情勢や多様な生徒ニーズの充足に資する教育環境の整備

これらの課題への対応について、平成30年度から令和5年度までの6年間に第三次長期計画に基づいて推進してきた主な取組等の進捗及び成果は以下のとおりです。

(1) 魅力あふれる高等学校の実現

(ア) 普通科改革・専門学科改革

生徒の学習ニーズの変化及び時代の進展に伴う社会の求める人材の変化に適切に対応した高等学校教育の充実を図るために、令和3年度より国が進める普通科改革の内容を先取りし、高校生の可能性及び能力を最大限に伸長することを目的とした「オンリーワン・ハイスクール³」事業を実施しています。各学校における実践的かつ先進的な研究により、探究活動の充実、地域や外部機関との連携を通じて、生徒の主体的な活動の場が増えるとともに、生徒一人ひとりの学習時間の増加や主体的に授業へ取り組む生徒割合の増加等が報告されています⁴。

専門学科及び総合学科では、「プロフェッショナルへの道⁵」事業を令和3年度より実施しており、地域や産業界、大学等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れ、高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた地域人材の育成を進めています。高度外部人材の活用により技術と知識を高め、フラワーアレンジメントで文部科学大臣賞を受賞する事例もありました。

³ 取組テーマとして4つの項目を設定し、各項目において、公募により指定するⅠ類と、重点取組として県教育委員会が指定するⅡ類があります。①イノベーション・ハイスクール：文系理系科目をバランスよく学ぶリベラルアーツの推進（Ⅰ類）や、医療人材育成に向けたカリキュラム研究など（Ⅱ類）。②アカデミック・ハイスクール：SDGsをはじめとする学際的・領域横断的な新たな社会課題の探究（Ⅰ類）や、大学や民間企業等と連携した演劇・スポーツの分野におけるカリキュラム研究など（Ⅱ類）。③グローバル・ハイスクール：地域と協働し地域社会の課題解決に向けた探究的学びの推進（Ⅰ類）や、地域企業と連携した就業体験の実施、地域と連携した学校設定科目の研究など（Ⅱ類）。④フューチャー・ハイスクール：中山間地域等の小規模校における先端技術の活用、地域人材の学校運営への参加の促進（Ⅰ類）や、ICT技術等を活用した多様な学習機会の提供の研究など（Ⅱ類）。

⁴ 「オンリーワン・ハイスクール事業報告」（令和4年3月、令和5年3月実施）より。

⁵ 県内の専門学科及び総合学科を設置する県立高等学校を対象に、実習等への高度技術者等の招聘、大学・専門学校等での研究体験、全国大会や学会等への参加支援、産業界等との連携・協働による取組等を行う事業です。

(イ) 特色ある教育プログラムの導入推進

国際社会で活躍できる人材を育成するため、国際バカロレア（IB）機構が提供する「ディプロマ・プログラム⁶」の県立高等学校への導入に関する先進事例等の調査・研究を行ってきました。「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画⁷」（令和4年3月策定）を踏まえ、IB機構による認定に向け申請する学校を、静岡県立ふじのくに国際高等学校（令和6年度開校予定）とし、認定に向けた準備を進めています。

(2) 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方

(ア) 県外からの生徒募集の開始

中学校卒業生数の減少が著しい中山間地域等において、地域の実情にも配慮しつつ、地域や地元自治体等からの支援を得ながら、高等学校の魅力化及び地域の活性化のために県外からの生徒募集を開始しました。本県では、川根高等学校（令和元年度募集から）、伊豆総合高等学校土肥分校（令和5年度募集から）が県外募集を開始し、地元自治体の協力により、寄宿舎の整備や下宿の確保、奨学金や支援金の給付等が行われています。

(イ) 新構想高等学校の設置

第三次長期計画では、県立高等学校全日制課程の標準規模を1学年当たり6学級から8学級としており、地域ごとの生徒数の推移を見据えつつ、より良い教育条件の整備確立のために改編（再編整備）し、新しい時代に向けて多様な教育ニーズに対応する新構想高等学校を設置しています。

田方地区の伊東高等学校（普通科（全日制課程・定時制課程））、同校城ヶ崎分校（普通科）及び伊東商業高等学校（商業科）については、3校の特性を活かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため改編し、令和5年度に伊豆伊東高等学校を開校しました。同校には、東部特別支援学校伊豆高原分校も併置しています。

志榛地区の金谷高等学校（普通科）、藤枝東高等学校及び島田商業高等学校の夜間定時制課程については、志榛地区、小笠地区及び磐周地区の生徒及び社会のニーズを踏まえつつ、より良い教育条件の整備確立を図るために発展的に改編し、令和6年度に、多部制定時制課程（単位制）の「静岡県立ふじのくに国際高等学校」を開校する予定です。

⁶ 国際バカロレアのプログラムのうち16歳から19歳を対象としたプログラムを指します。所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）を取得できます。

⁷ 静岡県教育委員会「国際バカロレア検討委員会」により策定

(3) 誰もが学びやすい高等学校の実現

(ア) 特別支援学校分校の設置、巡回による通級指導等の実施

本県では、誰一人取り残さない教育を実現するために、「インクルーシブ教育システム」の考え方の下、障害のある生徒と障害のない生徒が可能な限り同じ場で共に学び相互に理解を深め、社会性や豊かな人間性を育む「共生・共育」を進めています。

県立高等学校内に特別支援学校高等部分校を設置している学校数は、令和5年度では11校となり、授業や部活動の共同実施による交流を実施し、生徒・教員が「共に学び、共に育ちあう」という成果が出てきています。

また、平成30年度より、県立静岡中央高等学校3キャンパスにおいて、自校通級による指導⁸を、令和元年度より、希望する県立高等学校において、専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級による指導を実施しています。受講生徒の個別の指導計画をもとに、個々の指導内容を定め、個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することができました。

(イ) ICT環境の充実、施設・設備の整備推進

令和元年度から全国的にGIGAスクール構想⁹が進められ、本県では、令和2年度に校内通信ネットワーク整備を実施し、全ての県立高等学校の普通教室に無線LAN環境を整備しました。また、学習系端末を各学校から直接インターネットへ接続するLBO(ローカルブレイクアウト)¹⁰や、個人所有端末を活用するBYOD¹¹の導入を進めています。

学校施設については、学習指導要領を踏まえた多様な学習活動へ対応するとともに、大規模地震や自然災害時に避難所等の機能を担うことを視野に入れ、計画的な建替え等を行っています。「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づき、これまで14校20棟の建替え設計に着手し、その内4校5棟の建替え工事が完了予定です。また、建替え工事等に併せて、エレベーターや多目的トイレの設置、段差解消によるユニバーサルデザインの推進を図るとともに、洋式トイレの設置等による衛生環境の改善、LED照明や自動水栓等による省エネルギー効果の高い施設整備を実施しています。また、空調設備については、全ての県立高等学校の普通教室への設置が完了しました。

⁸ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(平成30年4月1日施行)により、平成30年度より高等学校においても「通級による指導」を実施できるようになりました。

⁹ 令和元年度に開始された、全国の児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する文部科学省の取組です。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略です。

¹⁰ ある拠点からインターネット向け通信を、データセンターを経由することなく、拠点のインターネット回線から直接アクセスするネットワーク構成のことです。利用が集中している特定の通信のみブレイクアウトを適用するのが一般的です。

¹¹ 学校等に個人が所有しているパソコンやスマートフォン等を持ち込んで、学習等に使用することを指します。「BYOD」は「Bring Your Own Device」の略です。

3 基本計画策定に向けた課題

これまで、第三次長期計画で示された方向性に基づいて取組を進めてきましたが、取組の中には教育効果がすぐに表れないものもあるため、長期的な視点で取組を継続していく必要があります。

一方、第三次長期計画の策定以降、新しい高等学校学習指導要領の実施、中学校卒業生数減少の更なる加速、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるICTを活用した遠隔教育の広がりなど、高等学校教育において新たな状況変化が生じています。

以下では、第三次長期計画策定以後に社会情勢の変化等によって生じた新たな課題や実施状況が十分ではない取組等について、「生徒」、「地域」、「教育基盤」の各視点から整理します。

◆「生徒」の視点◆

- ・個別最適な学び、協働的な学び、探究的な学びの深化
- ・県全体としての適正な学科配置、学科・カリキュラムの検討
- ・多様な学習ニーズに応える効果的なICTの活用、オンラインと対面による最適な組み合わせによる教育の質の保障
- ・社会や生徒・保護者のニーズに応える、プロフェッショナル人材の更なる活用
- ・高等学校における学びのセーフティネット機能の向上

◆「地域」の視点◆

- ・コミュニティ・スクールやコーディネート人材の効果的な活用
- ・地元自治体、企業、小中学校などの地域資源を最大限活用できる体制づくり
- ・地域に貢献できる人材育成に向けた地域との連携強化

◆「教育基盤」の視点◆

- ・1学年6学級から8学級の規模を下回る高等学校の在り方
- ・ICTを活用した遠隔教育や学校間連携による過疎・中山間地域の小規模校における教育の質の保障
- ・個々の生徒に寄り添う教員のスキルを持続的に向上させていく仕組みづくり
- ・教員の働き方改革に向けたICTの活用及び専門性を持った外部人材の積極的な活用
- ・少子化の進行に伴う生徒数減少下における効率的な学校配置や整備方針の検討
- ・衛生環境の改善、生徒が安全・安心に過ごせる環境を考慮した施設・設備の整備

(参考) 静岡県立高等学校第三次長期計画（平成30年3月）の概要

I 高等学校教育に関する現状（展望）及び課題 <ul style="list-style-type: none"> ・価値観や学習スタイルが多様化する中、生徒一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図ることが可能となる多様で柔軟な教育システムの構築が一層求められるようになる。 ・社会のグローバル化や情報化の進展等に対応できる能力を備えた人材の育成が求められる。 ・中学校卒業生数は、平成29年3月の35,112人から平成40年(2028年)3月には約31,000人に減少(約4,000人減少)が推測される。 ・本県の教育大綱や教育振興基本計画の目標及び方向性に沿った具体的な在り方の検討が必要であり、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化、地域の実情等に適切に対応した高等学校教育の充実を図ることが課題である。 	
II 長期計画及び第二次長期計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教育の発展・充実に向けて、平成12年2月に平成22年度（2010年度）を見通した「静岡県立高等学校長期計画」、平成17年3月に平成27年度（2015年度）を見通した「静岡県立高等学校第二次長期計画」を策定し、高等学校教育改革の推進や教育環境の整備に努めてきた。 	
III 本県の教育の基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」の育成を進める。（基本目標） ・それぞれのライフステージや地域の実情に応じた、多彩な学びの場の充実を図る「縦の接続」と家庭、学校、地域や職場の「横の連携」による教育を社会総がかりで推進する。（基本姿勢） 	
IV 県立高等学校等の今後の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を十分に踏まえたものとする」。 ・知性を高め、技芸を磨く教育の実現に向けて、「生徒一人一人の能力や適性を最大限に伸ばす教育内容の提供（新たな高等学校の設置、「技芸を磨く実学」の奨励、学科及び教育課程等の改善・充実）と質の高い教育を支えるための環境整備に努めるものとする」こと等を総括的な基本方向とする。 <p>個別の重点項目ごとの基本方向については、以下のとおりである。</p>	
生徒受入れの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、引き続き、高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることとしつつ、今後の在り方については、幅広く意見を聞きながら研究協議を行う。
魅力あふれる高等学校の実現 中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> ・併設型は、希望しても実質的に選択できない地域があり、新たな設置について検討する。 ・実施校における成果及び課題を検証した上で、6年間の教育をより一体的に実施することが効果的だと判断できる場合には、中等教育学校への移行も検討する。 ・連携型は、中山間地域等の人材育成等の観点からも有効であり、関係地域の意向等を十分踏まえ、引き続き、推進する。
普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍する生徒の学力や進路希望が多様化しており、個々の学校ごとに、生徒の実態に応じた特色化や教育課程の編成を検討する。（キャリア教育も含めた進学指導の充実、特色ある類型の設置、学び直し等の学習支援等）
普通系 専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の振興、グローバル化への対応など、生徒及び社会のニーズに対応した改善・充実を図る。 ・「技芸を磨く実学」の奨励の基本方向を踏まえ、新たな学科の設置等を検討する。
職業系 専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を支える労働人口の確保、産業の高度化への対応、「技芸を磨く実学」の奨励を進めるため、平成27年8月の静岡県産業教育審議会答申「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」等を踏まえた改善・充実を図る。
総合学科	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の進路への自覚を深めさせる学習及びガイダンス機能の一層の充実・改善を図る。 ・時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の見直し、「技芸を磨く実学」の奨励を推進する。
全日制課程の学科別 生徒受入割合	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科等、専門学科、総合学科の生徒割合は、引き続き、65：25：10とする方向で検討する。
定時制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・学年制による夜間の定時制課程は、地区内に複数校ある場合には、充足状況等の実情を踏まえつつ、より弾力的な運用が可能な単位制による昼間、夜間を併置する定時制高等学校への再編等を検討する。
通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやICTを活用した柔軟な通信教育システムの研究、開発に努める。 ・高等学校における特別な支援等が必要な生徒に対して、週休日等に実施されている通信制課程のスクーリング等を活用した、他校からの通級が可能なシステムの整備を図る。

地域の実情等を踏まえ た高等学校の在り方 中山間地域等の小 規模校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間連携や外部の教育機関との連携による多様な学習機会の確保に努める。 ・ICTを活用した遠隔教育システムの研究を促進する。 ・県外からの生徒募集は、地元自治体からの支援を得て生徒の受入環境が整っている地域にて実施し、検証する。 ・1学級規模の分校等にあつては、2年連続して入学者が15人を下回つた場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障の観点等から募集を停止し、他地域で高等学校教育が受けられるよう、地元自治体との調整を図る。
全日制課程の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程は、1学年6～8学級を適正規模とし、1学年4学級以下になる高等学校、産業従業者数等に見合った規模になっていない高等学校は、将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）を検討する。（過疎地域にある高等学校等は弾力的に対応）
誰もが学びやすい高 等学校の実現 共生・共育	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒数の動向、実施校の成果、余裕教室の状況等を踏まえ、特別支援学校高等部分校の設置を検討する。 ・発達障害等を抱えた特別な支援等を必要とする生徒に対して、特別支援学校と連携した支援体制（通級指導等）を検討する。
社会に開かれた教 育課程づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や特色ある教育資源など、地域の力を教育活動により積極的に導入するとともに、学校の持つ教育資源を地域に提供し、双方向での連携を図る。 ・産業界及び地域との連携により、体験学習やキャリア教育等の充実に努める。
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・頼もしい教職員を育成するために、教育者として求められる使命感・倫理観の涵養、教育に対する誇り、教育的愛情の維持・向上に努めるとともに、学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上を図る。 ・教員育成指標に基づき、法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修）の見直し・改善、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及など総合教育センターをはじめとした研修の充実に努める。 ・学校において日常的に学びあうことができる校内研修（OJT）の促進に努める。
学校施設・設備の 整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ良好な教育環境を確保するため、計画的に老朽校舎の長寿命化改修や建て替え、ユニバーサルデザインの導入、ICTを活用した学習空間の整備・充実、理科教育及び産業教育施設・設備の計画的な整備を図る。

Ⅲ 本県高等学校を取り巻く現状と主な課題

1 社会に求められる人材像の変化

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）¹²をはじめとする技術革新が進展しており、近い将来、情報化が加速度的に進む「Society 5.0¹³ 時代」の到来が予想されています。

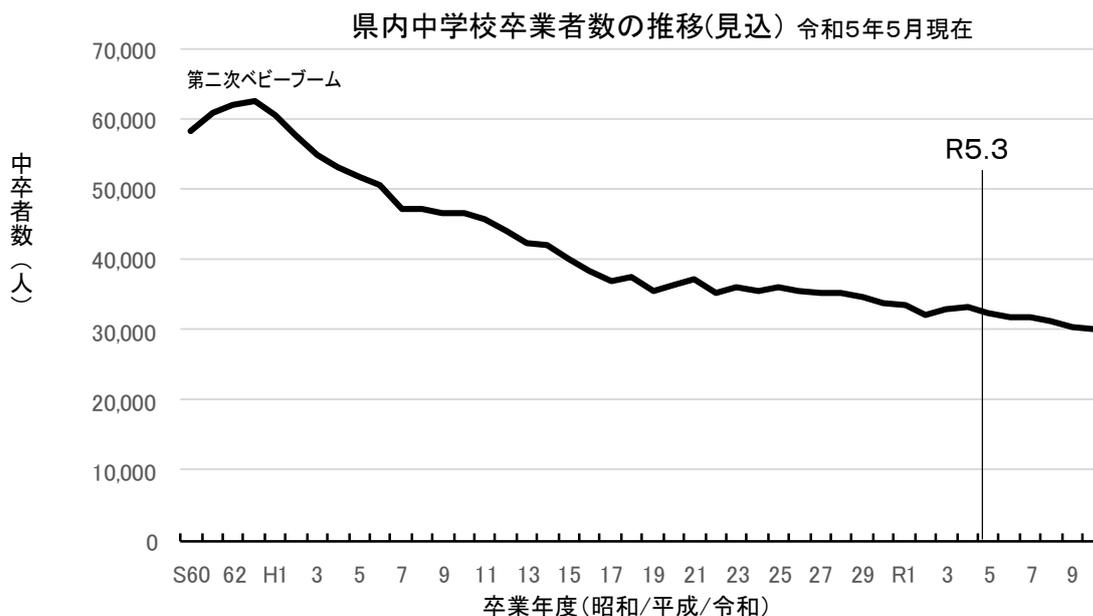
こうした技術革新の進展により、日本の労働力の相当規模が技術的にAIやロボット等により代替できる可能性が指摘されており、雇用形態の変化や労働市場の流動化がより一層進展すると予想されています。

社会で生じる様々な変化や課題に対して求められる能力も変わり続け、特定の分野の知識や技能だけでなく、生涯を通じて新たなことを学び、予測できない変化を前向きに受け止め、新たな価値の創造に挑んでいく力が求められます。

また、実社会においては、様々な判断を求められる機会に直面することとなるため、生徒の可能性や能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色ある取組や、教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成が不可欠となっています。

2 人口・生徒数の減少

本県の総人口は、平成20年11月に380万人に達していましたが、その後は減少に転じ、令和5年6月現在では355.9万人となっています。人口減少の背景には少子化の進行があり、県内の中学校卒業生数については、平成元年3月に62,506人のピークを迎えて以降、急激な減少に転じ、令和5年3月にはピーク時のおよそ約半数に当たる33,130人まで減少が進んでいます。



¹² モノとインターネットにつなぐことで、モノから個別の情報を取得し、その情報を元に最適な方法でモノを制御する仕組みをいいます。

¹³ ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会を指します。

さらに、今後も生徒数の減少傾向は続き、令和 19 年 3 月には現在より約 11,000 人少ない 21,681 人になることが推測されています。

少子化・過疎化による高等学校の小規模化が進む中、限られた教育資源を効率的に配分するとともに、ICT の活用や地域との連携などにより、教育の質・機会を維持・向上させることが求められています。

また、人口減少が進む地域では、次代を担う人材の育成を目指し、地域に愛着を持ち地域を内や外から支える人材が必要とされています。

3 生徒一人ひとりの背景や特性の多様化

本県では、中学校卒業者の 98.4%が高等学校に進学¹⁴している中、生徒の学びに対する目的意識や興味・関心、進路希望等はますます多様化しており、そのため県立高等学校には、一人ひとりのニーズに合った学びを提供できる環境整備が求められています。

また、コロナ禍による経済雇用や社会環境の急激な変化により、経済的、社会的に困難を抱えた生徒が増加傾向にある中、特に、特別な支援が必要な生徒や外国にルーツを持つ生徒の受入れや支援の在り方について体制を整える必要があります。様々な困難を抱える生徒が安心して学べるよう、高等学校のセーフティネット機能を向上させていくことが重要な課題となっています。

4 教員の資質向上・多忙化への対応

教員には、時代や環境の変化に応じた知識・技能及び指導方法が求められており、生徒の学びを支援する伴走者として、生徒を導く能力と人間性を兼ね備えた教員の育成が求められています。

教育の担い手である教員の資質向上を図るため、専門性や指導力を向上させる研修等の充実や教育的課題の解決に向け、教員がこれまでの実態に囚われない改革を推進できるよう、大学の教職課程とも連携して意識の醸成を進めていく必要があります。

一方、教員に求められる役割や資質能力が多様化・高度化する中で、教員の多忙化の解消が課題となっています。「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間が月当たり 45 時間を超える教職員の割合」は高等学校では増加傾向にあり¹⁵、今後の業務改善に対する本格的な取組が急務となります。

本県では、令和 3 年 3 月に「学校における業務改革プラン」を策定し、教員、学校、教育委員会が一丸となり、主体的に長時間労働を是正することに取り組んでいます。

また、学校教育を取り巻く環境が変化する中、生徒や新たな教育課題に向き合う教員の余裕を生み出すためには、日常業務の精選や効率化を進めるとともに、外部人材の積極的活用を図る必要があります。

¹⁴ 令和 5 年度「学校基本調査」より全日制、定時制、通信制課程への進学者割合

¹⁵ 静岡県教育委員会「学校における業務改革プラン」（令和 4 年 3 月改訂）数値目標の進捗状況（令和 4 年度実績）

IV 県立高等学校の今後の在り方

1 目指す県立高等学校像

本県では、令和5年4月に策定した「静岡県立高等学校の今後の在り方に関する基本方針」において、今後の目指す県立高等学校の基本的方向性として、「学びの変革《生徒の視点》」、「地域（実社会）との連携《地域の視点》」、「教育基盤の確立《教育基盤の視点》」の3つを掲げています。



<学びの変革>

変化の激しい時代を生きる生徒に対し、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「探究的な学び」等を通じて一人ひとりに応じた主体的な学びや多様な学びを展開する

<地域（実社会）との連携>

主体的な学びや多様な学び、安定した教育基盤の確立に向け、社会資源の活用も含め、地域（実社会）と一体となった教育活動・学校運営を進める

<教育基盤の確立>

人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤（学校規模・配置、施設、人員等）を確保する

【高等学校に求められる役割】

学校教育法において、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とされており、高等学校には、心身の発達及び進路に応じた教育、すなわち個別最適な学びを支援していくことが求められています。そのため、個々の特性に応じた可能性を伸ばし、高等学校卒業時に必要な資質・能力を育む教育が期待されています。

しかし、必ずしも全ての生徒が将来に対する明確なビジョンを持って高等学校を選択しているわけではないため、将来の不安や困難に対して自己肯定感や自己効力感の獲得につながるよう、高等学校において様々な学びを提供することが必要です。

また、高等学校は、大学や就職等に向けて知識や技術を提供する場だけではなく、

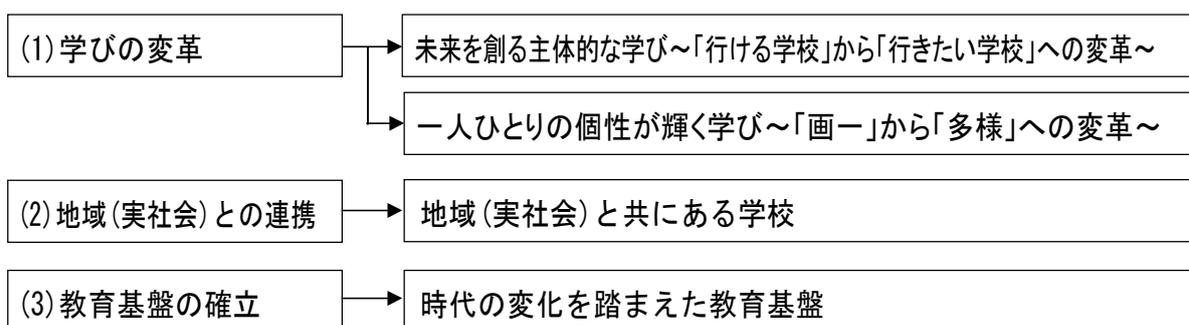
地域の様々な課題を解決し、地域の発展に貢献できる人材を育む役割も求められています。

そのため、県教育委員会は、各高等学校の「スクール・ミッション」を再定義し、地域の実態に応じて目指すべき高等学校像等を定めています。さらに、各高等学校では、このスクール・ミッションを踏まえ、社会で求められる役割を十分考慮しながら、「三つの方針（スクール・ポリシー¹⁶）」を策定し、重点的に取り組む内容を明確化し、様々な教育活動を推進しています。

県教育委員会では、各高等学校が地域のニーズや生徒の多様な進路希望に応じて、組織的にスクール・ミッションやスクール・ポリシーを達成できるよう、様々な支援の充実を図ります。

2 具体的な方向性

県立高等学校の今後の基本的方向性を踏まえて具体的な取組を推進するにあたり、ベースとなる視点を以下のように示します。



(1) 学びの変革《「生徒」の視点》

○未来を創る主体的な学び ～「行ける学校」から「行きたい学校」への変革～

急激に変化する社会の中で、未来に向けて自ら行動でき主体性を身に付けることのできる学習内容やカリキュラムの開発・導入するとともに、生徒が主体的に高等学校を選択できるよう、学力や知名度だけで高等学校を選ぶのではなく、将来に向けた多様な学校や学科などを選択できる体制づくりを学校間の壁を越えて進めていきます。

地域によって学校数や学科の種類が少なく、生徒の学びの選択肢に制約が出る場合は、コース制も含めて学校の中に様々な選択肢を確保していきます。

中学生が主体的に高等学校を選択できるよう、ICTを用いて各校の魅力を分かりやすく発信し、中学生や保護者、中学校の教員に対し、進路実績や部活動以外に各高等学校で実践している特徴的な活動や地域との連携による探究学習など、興味・関心と呼ぶ学習環境面について積極的にアピールしていきます。

¹⁶ 各高等学校等における教育活動の指針となる「育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」の3つの方針のことです。

○一人ひとりの個性が輝く学び ～「画一」から「多様」への変革～

様々な個性を持つ生徒の可能性を引き出し、生徒が社会の中で活躍するための多様な資質・能力を伸ばすことができる学びについて、より一層の展開を図ります。

教科の学習以外での生徒の様々な能力を評価するとともに、多様な生徒の能力を的確に把握できる入学者選抜について、関係者の意見を踏まえて見直しを検討します。

生徒の抱える諸問題にきめ細かく対応するため、関連する専門機関等との連携による学校のセーフティネット機能の整備・強化を図るとともに、インクルーシブ教育システム推進の在り方について検討します。

(2) 地域（実社会）との連携《「地域」の視点》

○地域（実社会）と共にある学校

授業の質の向上や効果的な学校運営を行うために、学校と家庭、自治体、企業、NPOなどとの継続的な連携体制の構築を図るとともに、学校だけでは解決の難しい諸課題に対して、専門機関や関係機関等と連携して課題解決に取り組みます。

地域との幅広い連携によって生徒と地域、学校と地域との関係性を深め、地域に根ざした探究学習やキャリア教育などを通じて生徒の成長や教員のスキル向上、地域に対する理解の向上を図ります。

学校を地域全体で活性化させることができるよう、地域と学校間における協働意識の醸成を図ります。

(3) 教育基盤の確立《「教育基盤」の視点》

○時代の変化を踏まえた教育基盤

効率的・重点的な教育資源の投入による教育効果の高い基盤整備及び持続可能な学校運営の実現を目指すとともに、人口減少が進む中で、公教育に求められる学びの機会を提供する観点から、学校の規模と配置のバランスを確保します。

過疎地域、中山間地域における学びを保障するための仕組みを構築し、地域と連携した探究学習の充実や学校間連携による学びの機会の創出をはじめ、小規模校ならではの特色ある学校づくりを推進します。また、個々の学びのニーズに応じた学習内容を提供するICTの効果的な活用や遠隔教育を可能にする広域ネットワークを構築します。

学校が生徒にとって通いたくなるような安全で快適な施設・設備となるよう、従来の形に囚われない環境づくりを検討します。

生徒の学ぶ意欲を引き出し、探究的、協働的な学びをより充実させるよう、教員の専門性の向上や外部人材の積極的な活用を推進します。多様化する生徒に対応するために、教員が自らの資質・能力を向上できる機会の確保とオーバーワークにならない環境整備の両立を図ります。

3 学びの変革《「生徒」の視点》

(1) 生徒の学びに関する共通の方向性

普通科目と専門科目を幅広く開設し、生徒が自らの興味・関心や進路希望に応じて、主体的に学びを進め、学力を伸ばし、進路実現を目指す。学科と並ぶ、

「第3の学び」を推進し、本県で全国7.6%の割合に到達する教育に取り組んでいく。一方、

校が増加する一方、100校を超える学校による高水準の教育を実現する。また、

がより一層、地域と連携した取り組みを進める。今後、

徒の学習内容の充実化を進めるとともに、学校配置のバランスを考慮した将来的な他学科への改編を検討します。

③今後取り組むべき事項等の記載

目指す方向性

-
-

①基本方針の方向性

-
-
-
-

②方向性を踏まえた主な取組